

豊島区観光振興プラン策定委員会設置要綱

平成15年6月23日

文化商工部長決定

制定 平成15年6月23日

改正 平成25年1月10日

平成29年12月1日

改正 令和4年11月21日

(設置)

第1条 豊島区における観光振興の基本的なあり方等について検討を行い、観光振興プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、観光振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内観光団体、商工団体及び関係団体等が推薦する者
- (3) 公募による区民又は区内在勤・在学者
- (4) 豊島区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定めるプランの策定作業完了の日までとする。

(組織等)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、第2条に定める事項について調査、検討、提案するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループリーダーは、会長が指名する。

3 ワーキンググループの構成員は、会長が指定する。

4 ワーキンググループの招集及び運営は、会長が指定した者が行う。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化商工部文化観光課が処理する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。